

子どもの医療費助成制度を創設し、
国民健康保険の減額調整措置の廃止を求める意見書

厚生労働省は「子どもの医療制度の在り方検討会」の議論を踏まえて、地方自治体が子どもの医療費を独自で助成した場合、国民健康保険の国庫負担を減額調整する措置について、平成30年度から、未就学児への助成は減額調整措置の対象としない方針を明らかにした。

子どもの医療費助成については、本来国において統一的に行われるべきものである。

国においては全ての子どもを対象とする、国による医療費助成制度を創設するとともに、創設されるまでの間、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月21日

茨城県つくばみらい市議会

(提出先)

内閣総理大臣，総務大臣，厚生労働大臣及び財務大臣